

香川県福祉のまちづくり条例の概要

1

1 条例制定の経緯

本県では、福祉のまちづくりを推進するため、昭和56年に「老人・身体障害者のための建築施設整備指針」を作成し、平成4年には、福祉のまちづくりをさらに推進するため、「障害者・高齢者のための施設整備指針」を策定し、公共的建築物、公共交通機関、道路及び公園などを対象として、施設設備のための方針とその際の技術的基準を示し、その普及啓発に努めるとともに、この整備指針に基づいて、県事務所、保健所など県民の利用の多い庁舎の整備に取り組んできました。

一方、国においても、平成5年に心身障害者対策基本法を改正して「障害者基本法」とし、平成6年には「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」いわゆるハートビル法^(※)を制定するなど、福祉のまちづくりを推進する施策を進めています。

このような状況の中で、本県においては、福祉のまちづくりに関する取組をより一層推進するため、平成7年度に、福祉のまちづくり検討委員会を設置し、この検討委員会において、香川県における福祉のまちづくりの推進に関する基本的な考え方についての検討協議を行い、その報告をもとに、平成8年3月に香川県福祉のまちづくり条例を制定しました。

この条例は、障害者、高齢者等をはじめすべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活でき、積極的に社会参加できるような福祉のまちづくりを推進するため、県民の総意に基づく福祉のまちづくりの基本理念を提示するとともに、県の責務及び市町、事業者及び県民の役割を明らかにしています。また、公共的施設の新築等をしようする者及び公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならないこと、一定規模以上の公共的施設の新築等をしようとする者はその内容を届け出なければならないこと等を定めています。

(※) ハートビル法は、バリアフリー法の施行に伴い、平成18年に廃止されました。

2 香川県福祉のまちづくり条例の概要

香川県福祉のまちづくり条例（平成8年香川県条例第2号。以下「条例」という。）は、前文及び4章23条からなっています。

前文

前文では、この条例の基本理念を定めています。

第1章 総則

第1条は、条例における主な用語の意義を定義しています。

第2条から第5条までは、県の責務及び市町、事業者及び県民の役割を規定しています。

県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施します（第2条）。

市町は、その区域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとしています（第3条）。

事業者は、その事業活動を行うに当たって、福祉のまちづくりに資するよう努めるものとしています（第4条）。

県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、障害者、高齢者等が、施設や交通機関等を円滑かつ安全に利用することを妨げないよう努めなければならないこととしています（第5条）。

また、県、市町、事業者及び県民は、福祉のまちづくりを推進するため、適切な役割分担の下に、相互に協力するよう努めるものとしています（第5条の2）。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第6条から第8条までは、福祉のまちづくりに関する県の施策の基本方針等について規定しています。

県は、福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、啓発活動等を行うことにより、福祉のまちづくりに積極的に取り組む意識の高揚及び定着を図るとともに、障害者、高齢者等に配慮した公共的施設及び公共輸送車両等の整備を進めるという基本方針に基づき行うものとしています。(第6条)。

また、福祉のまちづくりを推進するために必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。(第7条、第8条)。

第3章 公共的施設等の整備等

第1節 公共的施設の整備等

第9条から第19条までは、障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用できるような公共的施設の整備を着実に進めていくため、事業者に施設整備計画を事前に届け出ることを義務づけること、必要に応じて指導・助言を行い、場合によっては、勧告・公表を行うことなどを規定しています。

ア 整備基準の制定

公共的施設（病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、公共交通機関の施設、道路、公園その他の多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。）を障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用できるものとするために必要な構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）を定めています。整備基準は、駐車場、敷地内の通路、出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ等について、規則で定めています（第9条）。

イ 整備基準への適合

公共的施設の新築等をしようとする者及び公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならないこととしています（第10条）。

ウ 適合証の交付

知事は、公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、申請により、適合証を交付することとしています（第11条）。

エ 特定施設の新築等の届出

公共的施設のうち一定規模以上のもの（以下「特定施設」という。）の新築等をしようとする者は、工事に着手する前に、新築等の内容を知事に届け出なければならないこととしています（第12条）。

オ 適合状況の報告及び改善計画書の提出

知事は、必要があると認めるときは、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況について報告を求め、あるいは整備基準に適合させるための改善計画書の提出を求めることができます（第15条）。

カ 指導及び助言

知事は特定施設の新築等の届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定施設の新築等をしようとする者に対し、整備基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができることとしています（第13条）。

また、特定施設を所有し、又は管理する者から適合状況の報告又は改善計画書の提出があったときも、整備基準に基づき、必要な指導及び助言をすることができることとしています（16条）。

キ 勧告及び公表

特定施設の新築等の届出を行わずに工事に着手するなどの行為に対しては、その是正を求めため、必要に応じて、勧告・公表を行うことができます（第17条・第18条）。また、規則により特定施設が追加され、適用となった際、当該特定施設の新築等の工事に着手している者は、当該特定施設については、特定施設所有者等とみなすなどの既存の特定施設等に関する特例を定めている（第17条の2）。

ク 適合状況等の聴取及び立入検査

特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項についての聴取又は立入検査を行うことができます（第19条）。

第2節 公共輸送車両等の整備等

公共輸送車両等（鉄道車両、バス、タクシー及び船舶）を所有し、又は管理する者は、当該公共輸送車両について、障害者、高齢者等が円滑かつ安全に利用できるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならないこととしています（第20条）。

また、知事は、必要があると認めるときは、公共輸送車両等の整備状況について報告を求め、必要な指導及び助言を行うことができます（第21条）。

第3節 国等に関する特例

国、市町、公団等の公共団体については、事前の届出に代えて事前の通知を求め、必要があれば、指導・助言に代えて要請を行うこととするなどの特例を規定しています（第22条）。

第4章 雑則

条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任しています（第23条）。

附 則

条例の施行期日は、平成8年4月1日（第3章の規定は、平成9年4月1日）としています（第1項）。

また、条例の施行に当たっての経過措置として、平成9年4月1日に現に特定施設の新築等の工事に着手している者は、その内容の届出は必要でないこと（第2項）、及び同日に現に存する特定施設及び新築等の工事に着手している特定施設については、同日以降に増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替を行った場合を除き、第17条第2項の規定は適用しないこととしています（第3項）。

平成17年の改正部分の施工期日は、平成17年11月1日としています（第1項）。

また、条例の施行に当たっての経過措置として、平成17年11月1日に現に特定施設の用途の変更の工事に着手している者は、その内容の届出は必要でないこと（第2項）、及び同日に現に存する特定施設及び新築等の工事に着手している特定施設については、同日以降に増築、改築、移転、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替を行った場合を除き、第17条第2項の規定は適用しないこととしています（第3項）。